

# 関西労災職業病1月号

(通巻68・69)  
合併号

関西労働者安全センター

1980.1.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室 特別価格

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742 **120円**



<b>主張</b>	上からの「連合」「共闘」でなく 職場・地域からの血の通った共闘の前進を！……………	1→3
●展望をさぐる	不況—労働者大量切り捨て時代の中で 労災職業病闘争を如何に、労働運動強 化の武器となしうるのか 全石油ゼネラル石油精製労組堺支部……………	4→6
●前線から	(ニューズ)……………	7→13
●闘いの中から	多くの仲間が集結で闘い取った労災認定 全金マコト回工工業支部……………	14→16
●診療所だより	体操・水泳療法を加えさらに充実……………	17
●11・12月の新聞記事から……………		18
<b>特集</b>	前進する'80労災法改正闘争 No.2 民事損害賠償制度と労災保険制度の 調整問題について、その他……………	19→25
●11・12月分会計報告……………		26

# 主張 上からの「連合」「共闘」ではなく 職場・地域からの 血の通った共闘の前進を！

## 重要な

## 闘う主体の 混迷克服

七九年の幕あけは年賀状の遅配―  
全通の反マル生闘争の中で始り、労  
働運動の「左バネ」論議にはずみ  
つき、八〇年代が熱ぼく語られたが、  
八〇年代の幕あけは、イラン、アフ  
ガニスタンを始めとする国際情勢の  
激動とは裏はらに、日本においては  
全体的にみれば極めて平静なスター  
トをきった。石油価格の高騰をひき

金として、今後インフレは必至であ  
り、また景気は回復したとはいいな  
がらも失業率は依然として高く、賃  
上水準も低くおさえられるという労  
働者にとってはまさに八方ふさがり  
の状況はますます進行している。

にもかかわらず、革新政党はま  
ます労働者から離反し、労働組合も  
四団体共闘、連合の時代と幹部レベ  
ルの論議がにぎわうばかりで、造船  
港湾、中小機械金属をはじめ民間労  
組において多発する争議や、労働省  
政府が打ちだしている労働基準法の  
抜本的改善構想に対してもほとんど  
何のとり組みもできなくなっている

のである。

日本における平静な八〇年のスタ  
ートは政治経済構造の安定によるも  
のでなく、闘う主体の混迷、とまど  
いによるものであることは間違いの  
ないことである。

## 80年代を切り拓く 争議労働者の

## 心意気

六〇年代の高度経済成長の中で賃  
金闘争を中心として日本の労働運動  
は大きく拡大してきた。しかし組織

の量的拡大、成果の外見的な華々しさに反して、生産合理化の急テンポな進行差別的な雇用形態の拡大、労働強化、有害業務の増加等、一口でいえば賃金アップとひきかえにした資本による労働者支配が急速に進んでいくことに対して、労働運動はこれといった対応ができないままにその組織内部を資本によって食い荒されてきたといえるだろう。全造船等への分裂攻撃やJCの登場はこれらの一つの象徴でもあった。

六〇年代の急成長が第一次石油ショックで大きく揺らぐ時期に、労働者の基本的権利を真に守る労働運動の再生をめざし、その一つの武器として労災職業病闘争が提起され「災害源除去」「人殺し合理化反対」をスローガンとして七三年関西労働者安全センターは発足したのである。

誤解を恐れずにいえば、七〇年代は六〇年代の労働運動の「発展」がいかにもろいものであったかを赤裸々に暴露してきた歴史であったと言えるだろう。基幹産業、大独占内労

組はJC・同盟の支配に入り、官公労を中心とする総評も「四団体共闘」「連合の時代」とその運動の基調を大きくぐらつかせてきているのである。

このような情勢の中で、真に労働者の権利を職場・地域ぐるみで守ろうとしてきた労働運動に対しては、資本・権力からの集中攻撃が加えられてきた。しかし、とりわけ七五年以降倒産、破産等最終手段を動員しての激しい攻撃に対しても金属・港湾・造船等の労組が地域的な共闘を組みつつこれと正面から対決していることは、全国の多くの闘う労働者に対して大きな勇気を与えるところに、JC・同盟の労働者支配の基盤が長期化する不況とインフレによって崩れつつある中で、大企業労働者に対して「労働組合の真の役割」を考えさせるような状況も生まれてきているのである。

安全センターは労災職業病闘争を通じて労働者の基本的権利を守り、闘う労働運動を発展・拡大するため

に、主に大阪の全金・全港湾・全造船等の労組とともに七〇年代を通じて運動を進めてきたが、この方向性が基本的に正しかったことを確認し、八〇年代はこれらの労働組合を中心にして、より多くの労働組合、労働者、被災者と力を合わせてその目的に向って運動をよりおし進めていかなばならないと決意を新たにしている。

## 安全センター 七九年の 運動から

七九年の安全センターの運動をふりかえって持筆すべき点を挙げれば、第一に、新たな地域拠点として此花労働者センターを六月に開設してきたことである。住友電工有志、全港湾、労金労組をはじめとして地域の労働活動家と協力して同センターは労働問題のみでなく、広く労働者、地域住民の生命と生活を守る運動を進め

ることを目的としており、既に朝鮮  
総連西支部と協力してタクシー労働  
者の脳卒中死の労災認定闘争に勝利  
し、また十一月には此花地域で初め  
て労職闘争の討論集会を成功させる  
に至っている。

第二には、東大阪の全金マコトロイ  
工業支部労働者の脳卒中労災認定闘  
争を全金各支部、地協、総評などま  
さに地域の大衆的結集によってかち  
とったことである。このことは行政  
への大衆闘争の意義を再確認する  
とともに、東大阪地域における今後の  
労職闘争の発展に大きな足がかりと  
なるものであると確信する。

第三には、労職闘争の全国的な交流、  
団結が大きく前進したことである。

七八年十月に大阪で結成された「職  
業病認定問題に関する全国連絡会議」  
が五月大阪、十月岡山と二回の全国  
集会を成功裏にかちとったこと、ま  
た七九年の定期報告書反対闘争、休  
業補償差止めの撤回闘争を通じて、  
被災労働者の全国的結集が進み、五

月に全国集会がもたれたことを足場  
にして、八〇年労災保険法改正闘争  
を主軸に、十二月「被災労働者全国  
協議会」が結成され、被災者の労働  
権を掲げた運動がスタートしたこと  
である。

以上のように、七九年は運動的な  
派手さはなかったものの、組織問題  
を中心として着実に前進した年と総  
括している。機関誌五月号からシリ  
ーズで開始した「展望をさぐる」を  
通して、労職闘争の現在の課題につ  
いて一定理論的にも深化してきたと思  
う。

## 80年の 重点課題

八〇年にあたったの基本的方向性  
については既に述べたが、当面の重  
要課題として何点かを挙げると、第  
一に労職闘争の地域拠点を更に拡大

することである。第二には関西労働  
者安全センターの組織的整備を基礎  
として大はばな組織拡大を達成する  
ことである。そして第三には、労災  
保険法、労基法抜本改悪といった政  
府・労働省の反動攻勢に対して、職  
場、地域から反撃する態勢をつくり  
出し、労働者の基本的権利を守る闘  
いを心の通った共闘で押し進めてい  
くことである。

八〇年代は我々の力量が本当の意  
味で問われる時でもあろう。七三年  
以降七年間の運動の蓄積を全開にし  
て踏み出す時である。



# シリーズ 展望をさぐる

不況-労働者大量切り捨て時代の中で  
労災職業病闘争を如何に、労働運動強  
化の武器となしうるのか！ (そのⅧ)

## コンビナートの安全問題

全石油ゼネラル石油精製労働組堺支部

はじめに

資本系列の再編で、外国資本であるエクソンが経営に参加し、外人特有の効率の上がる経営ということが前面に出された。労使間の長年の闘争状態が和解という形で解決した。労働協約を結び、労働協約内でのルールにのっとった組合活動を是とする「第二組合」がある中で、独自の闘争を探索しながら、我が組合の影響力を強める闘いを追求している。特に和解後の大会で確認した四つの運動目標(1)組織の拡大をはかり職場に労働組合を築く、(2)反合理化闘争と下請労働者の組織化に努める、(3)拠点としての任務を自覚し真に闘う労働者の戦線形成を

目指す、(4)政治闘争を自覚的に担おう、を達成していくことを基調として活力ある運動をつくっていかうと努力している。

安全闘争は、以前から組合の重要な課題として取り組んできたが、特に合理化闘争では、職場の要員要求を前面に出し、設備の安全確保の闘いをしている。

事故のつげは

労働者に

最近事故が多発している。重油タンクでルーフトレン(浮き屋根の排水)に使用しているゴムホースに亀裂が入り、重油が防油堤内に流出する事故が発生した。会社は対策として、ルーフトレンバルブを常に閉止

とし、雨が降ればその時に開放するようにした。バルブの総数は六三個もある。雨が降る毎の閉閉はこたえる。計測設備についても故障が多く警報装置として役に立たず、誤報が多い。

そんな中で消防当局は、事故が多いセネ石に対して「警告書」を発した。内容は、通報体制、巡回点検体制等についてであるが、会社は要員を増やさずこれらを押し付けてくるので、現場の労働者にとっては仕事ができなくなる一方である。組合としては、事故に対する要求をまとめ会社と団交を行い、同種タンクの開放検査を早め鋼管式に取り替えるという回答を得た。

## 基本的な

## 要求作りを

その後も、ナフサ受入ラインの道路横断部の地下埋設管より油が漏れる事故が発生したが、工事を急ぐあまりに、ナフサがジャボジャボして

いる中でユンボで穴を掘ったり、人を入れて手掘りをさせたり、作業環境よりも仕事を優先させるやり方をして来た。安全より工程優先ということがこれでも示されている。そこで我々は、埋設配管は腐食等により油が漏れた場合発見が遅れるし、修理も大変であるので、ボックスカルバート（地下道に配管を通す方式）にすれば、点検も簡単であると要求してきた。しかし、一見途方とも思えるような要求でも、前二件の事故により、必要となって改善を実施せねばならなくなっている。いかに基本的な要求を作っていくかが課題となっている。

装置関係では、自動車ガソリンを作る改質ナフサの製造工程で熱を除く装置―熱交換器で、油が冷却水中に漏れ危険な状態となり、装置を止めなければならなくなった。これは緊急事態であるということ、徹夜作業で工事を急いだ。

定期修理が年一回実施され、全装置を止めて、修理・点検が行われる。

しかし装置産業では、装置の稼働率を高めることにより利潤が上がるという資本の論理で、いかに定期修理を短くするかに苦心をし、全装置・機器の開放点検をするのでなく、推定で期間内に出来るものの開放を実施するという具合である。しかもこの熱交換器は、半年前に点検を受けたものであり、装置が建設され一五年が経過しようとしている。このよな中で設備の老朽化という視点で問題を立て、全機器の開放点検を要求している。

## 「不注意論」を訂正しない闘いを

安全衛生委員会が、我が組合2名「二組」9名、会社側11名という人選で運営されているが、事故の報告も組合が要求しないとしないといふあきれた対応で、議事録も二ヶ月後にやっと提出されたが、内容は会社の報告のみしか記載されていない。

また労働災害報告も出さなかったりしている。

ところが会社は、安全衛生委員会に対抗した組織として「安全推進委員会」を作り、安全思想教育を実施したりしているが、こちらの議事録はきっちり作成している。また「危険予知運動」「一声運動」といった労働者の不注意を意識させる運動を展開している。

装置は昼夜力動している。運転員は四直二交代、一直勤務は一二時間という勤務をしています。交代勤務で健康状態の変調を訴える人が多い。人間のリズムと相反する交代勤務で疲労が蓄積している。事故のツケが労働者にはねかえり、巡回が増えたり、作業基準の厳密化などで、現場はきつくなっている。

全石油の交代勤務の考え方は九直三交代を指向している。我が組合も職場で、仮眠時間の拡大、休暇要員の要求等で、三交代職場への改善を計っている。

## 災害源除去

### の闘いを！

以上個別職場の報告となりましたが、労災職業病闘争は、第一に災害源除去の闘いを組まなければならぬと思います。それには、「二組」を組織化し、資本の言いなりにならない我が戦列に加えなければなりません。そしてまた、「本工」と「下請」という関係も、我々が意識的に乗り越えた共闘を形成しなければならぬと思います。（以上）



## 編集部より

昨年五月号（No. 61）から開始したシリーズ企画「展望をさぐる」は、今月号で8号続けての掲載となりました。執筆をお願いした労組も14団体に及び、快く協力を引き受けて頂いたことを、この場を借り改めてお礼を申し上げます。

誌上を通じた討論ということでは必ずしも満足のいくものではなかったかもしれませんが、この中で寄せられた報告はどれも長年の闘争に裏打ちされたものばかりであり、私達も多くのものを学ぶことができました。そして、いよいよこの企画も大詰めを迎えています。1月19日には協力頂いた労組を中心として「労災職業病闘争座談会」を計画しています。機関誌次号では、この座談会の報告も兼ねて、安全センターなりの「まとめ」を行う予定です。読者のみなさん！御意見を当センターまでお寄せ下さい。

# 前線から

## 東大阪

### 「業務外」見解をくつがえし

### 労災認定

### 工業闘争の成果

### 全金マコトロイ工業支部

昨年12月中

旬、東大阪労基署は、全金マコトロイ工業支部の土居原氏の脳卒中死亡について、ついに労災認定を行った。

昨年7月の

申請来5ヶ月間、7回にわたる当該支部・遺族・地域を挙げての交渉による重要な成果である。本誌でも既報のように（NO.67）、昨年10月30日の第6回交渉の際、労基署側は「最終判断」として「業務外」の見解を示したのであるが、11月21日

の交渉に当って、当該支部

を先頭にして、全金東大阪地協、総評労職対などから約50名の結集があり、その中で、東大阪労基署が調査開始当初から「組合の圧力には屈しない」とか、「これは労災にはなりません」とかの見解を内外に表明していたことが暴露され、その偏見に満ちた姿勢が徹底的に追及された。その中で

労基署側は大きく動揺し、組合側が提出した「防じんマスクによって血圧の上昇が認められた」という実験資料に飛びつくように「白紙撤回―再検討」との意考を表明したのである。そし

てその半月後 かになったことは、行政に

正式に、労災 認定の決定と になったのであ

ある。土居原氏の労災認定

闘争勝利は東大阪における

労職闘争の前進にとって大 きな踏み台となることを確 信するものである。

（今号「闘いの中から」 参照）

## 南大阪

### 五つにわたる問題提起を確認 労災職業病学習会

### 全港湾関西地本労職対

昨年11月29日・30日の両

日、全港湾関西地本労職対

は有馬有楽園において学習

会を開催し、約50名の参加

があった。講師としては、

中央本部の伊藤氏、神戸診

療所の伊丹医師、岡山大学

の太田医師が出席され、ま

た関西安全センターからも

種本常任が「労災保険法・

じん肺法・脳卒中の労災認

定」をテーマに約一時間半



講演した。

全港湾関西地本としてはこのような取り組みは初めてであったが、闘いの全国的な拡がりを反映して熱心な討論がなされ、二日間にもわたる論議の集約として、全港湾中央本部労職対への問題提起事項として、以下の五点が確認された。

1、日港協による誤まれる労災観・法意識を打破し79・9・18付の日港協から労働省への申し入れの本質を追及する。  
労災・職業病が雇用者責任であることは国際的にも常識であり、港湾労働における特殊な雇用構造から、港運業者のみならず船舶運航業者、荷主、倉庫業者、港湾管理者、政府及び地方自治体にも

共同責任のあることを明確にして、労災・職業病絶滅のため方策を明確にさせるための闘いを組織する。

2、各地方・各支部段階に労災・職業病対策委員会を設置し、各分会に労災・職業病担当者を設け、その活動を組合が保障すること。

企業及び港毎の安全衛生委員会にも積極的に参加を要求し、その活動に問題をもちこみ、活動の自由を保障させること。

定期健診、特別健診等は業者側の恣意的な措置にまかせず、労働組合として自主的な計画、医療機関等との連携による独自プランを実施させる。

職場点検パトロールを

企業内外で保障させ、最低月一回は実施すること。この場合、危険な作業は即時中止する権限を認めさせること。

3、安全作業基準、適切な作業態様等の確立をはかり、就業者の労災事故の予防、要治療者（認定者を含）の保護をはじめ、労働環境の改善をはかり

職場復帰を可能とする体制を確立すること。

4、港湾における粉じん障害を最重点に実態調査を実施し、全国港湾・地方港湾を含めた粉じん作業の規制、安全な保護具の着用、施設の整備をはかり、必要な個所にはじん肺法適用のために全力を

あけて闘うこと。

5、労基法、労災保険法の

改悪を阻止し、労災事故の企業責任を徹底的に追求しうる法体系の整備拡充をはかること。

この場合疑いがあれば保障するとの立場に立って企業に対する無過失責任を追及し、労働者とその家族の生活権の保障を要求する。

当面世界人権規約（A・B）の無条件批准をはじめ、ILO港湾労働条約の即時批准による港湾法の抜本改正をはかり、反動的な労働行政の打破をめざして闘う。



# 大阪支南

審査官日大交渉

## 全面勝利に向って

### 大きく前進

全港湾大阪支部いかに分會

去る12月27日、全港湾大阪支部安全委員会は、大阪港いかだ分会の故寺岡氏の心筋硬ソク死亡問題について、大阪労災保険審査官と交渉をもち、その中で、組合側の最終意見書として、国立循環器病センターのA医師の医学的意見書を提出した。

審査官は当初、「組合側の最終医証を含めて鑑定にまわす」との態度を示していたが、この日の話し合いの中で、A医師の意見書がこれまでに提出されている数通の医証に対して総合的な位置をもっていることを認め、組合側の最終意見書

を尊重し、改めて鑑定に付さない旨が明らかにされた。

このことによつて、昨年1月以来、阿倍野署審査官と一年余にわたつて闘われ、てきた寺岡氏の認定闘争は、早期全面勝利に向つて大きく前進したといえる。

あり、続いて今回取り組んだタクシー労働者である故三原氏の脳卒中死労災認定闘争の報告がなされた。報告は、取り組みの経過と、今回の認定の意義や闘争勝利の原因について説明が行われた。

更なる前進を日北拍して

・開設後初

## 労職闘争報告討論集を刊行

此花労働者センター

去る十一月二十九日午後六時から、此花会館（梅香殿）において此花労働者センター主催による「労災職業病闘争報告・討論集会」が行われた。昨年六月に開設して約半年後にはじめて開かれたこの地域の交流集会は、今後、此花地域を中心に「労働者の生活と生命を立の経過報告と趣旨説明が

守る拠点」として、此花センターの発展を占う意味で重要であったが、七団体三〇数名にのぼる参加を得て成功のうちに終り、次の一歩を踏み出す大きな礎となった。集会は先ず、此花センター運営委より、センター設立の経過報告と趣旨説明が

次に、今回の労災認定勝利の大きな力となった朝鮮総連西大阪支部より講演があり、朝鮮の歴史から、在日朝鮮人が置かれている立場、更に現在最も重要な課題としてある朝鮮半島の統一問題に触れ、自主・平和・民族大団結という原則の下に統一に向けて努力していかなければならないことが強調された。そしてこの集会最後のテーマとして、各労働組合・団体から職場における労災職業病問題や労働者の健康問題等についての報告、及

# 大阪南

## 田中機械闘争を勝利 させる大集会

12/4 一三〇〇名の結集で勝ち取る

昨十二月四日、「田中機械闘争を勝利させる大集会」が、大阪森の宮ピロテールにおいて、全金港合同、全港湾をはじめとした闘う労働者一三〇〇名を集めて開催された。

集会では、「全金田中機械と共に闘う会」の結成アピールが圧倒的に確認され、同時に会への結集が強く呼びかけられた。

集会会場壇中央にさげら

部大和田委員長は、「資本

び課題点などの提起が行われ、この日の第一回の集会を契機としながら着実に次の一歩を準備し、行動を開始しようということ全体で確認しながら集会は終了した。

の戒厳令と言える破産攻撃に対し、団結権の存在意義を闘いによって明確にさせる。自らの職場を創意・工夫・執念で守り抜き、労働者の社会を建設するために貢献したい」と、力強く報告した。

そして集会はいよいよ盛り上がり、全金、全港湾、全造船、全国一般をはじめとする三〇余の大阪の争議団が一斉に登壇した時、田中機械闘争を先頭として、大阪における労働運動の敵

## 兵庫 五回浦中西岡腰痛裁判 理事会側和解おせん拒否

兵庫労働砂子療養百園支部

障害児の介護に携わる仕事をしていて被災し、労災認定がなされていたにもか

分を乱発した甲山福祉センター理事会の追撃戦——浦中・西岡腰痛裁判闘争——の第五回公判が去る12月5日午後2時より、神戸地裁尼崎支部で開かれました。

当日は兵福労の仲間をはじめとして阪神間の労職闘争を闘う諸団体（関西労働者安全センター、兵庫県被災者交流会、尼崎労安対、阪神被災者友の会など）50数名が、赤いハチマキとゼッケンを身につけ結集し、被告理事会の居直りを許さじと裁判所前で集会を行いました。

今回は、前回までに双方の主張展開を終えたため裁判所側からの和解あっせんとなりました。まず原告側より和解条件として次の点が指摘されました。それは①賃金の支払い②懲戒処分③今後の職場復帰に

際して主治医の診断書を尊重すること④陳謝⑤解決金というものです。これに対して被告理事会側は全ての項目を拒否し、特に②③についてははたたくに拒否し続けたのです。余りに被告が意地を張るためむしろ裁判所側が説得する有様で、原告が4・5分で終わったにもかかわらず、被告は40分余りも調停室から出てこないという有様でした。

これら被告理事会は自ら全面敗訴への道を選び、自ら墓穴を掘ることになった訳です。その後西宮勤労会館に場所を移し交流会が開かれ、原告の訴え、弁護士の講演などが行われ、今後の闘いの進め方などが熱心に話し合われました。その中で、高野弁護士より、兵福労のケースのような前近代的な

労使関係の中でトラブルは、最終的には判決で決着をつけなければならぬこと、又、今後現場での労災をめぐる労使の主導権争奪戦がシレッツ化するだろう、との指摘がありました。言うまでもなく、労職闘争は被災者の立ち上がりと共に、労災発生源の根絶を目指さなければなりません。その意味で今、私達が闘っ

# 南大阪 マンション建設 使用目的に住民の要求を通す!!

港区夕凧で建設中のシャトー夕凧（賃貸マンション7階建）をめぐる施主と付近住民との話し合いは、12月末ようやく合意に達した。10数回に及ぶ交渉、保健所、公害局、警察などの関係行政に対する指導の要請行動など、半年にわたる様々な活動の積み重ねの末に、工事中に関する協定、建物に関する協定の二つが合意

に達することができた。

この地域は商業地域と住宅地域が隣接しており、商業地域に建設されるマンションに対し法的規制は全くなく、環境権からいっても日照・風害などはっきりとした対立点のない所であった。その力

た。にもかかわらず、一人住民を無視して建設を強行しようとした施主を住民との交渉に引きつり出し、10数回に及ぶ交渉を継続させてきた力は、住民が自らの住環境を守るために団結したからであった。その力

が最後まで持続してきたからこそ、マンション1階部分の使用目的を変更する際は住民との協議を前提とするという、使用目的に住民の要求を通すことができたのであった。

まで解体工事にもかからなしいし、また請負業者の決定もしないということを確認した。

ドーナツ化現象で減少する市内の人口を増化させるために住宅と区民センターのドッキングが必要だと説明しているが、夕凧のマンション問題と同様に利益優先で、周辺住民との調和を無視した大阪市の都市計画に、根本的な誤りがあるのは住民の怒りからみてはっきりしている。

# 大阪南

## 港会館解体問題

### 都市計画の欠陥をバツロ

#### 南大阪労働者診療所

南大阪労働者診療所裏の港会館を解体して港区民センターを建設する計画であることが、解体工事（開始12月10日予定）一週間前に周辺住民に通知された。診療所でも運営委員会で討議し、周辺住民を無視した大阪市のやり方は見過ごすわけにはいかないと、の住宅を4階から11階まで

12月7日、周辺住民に対する説明会に代表を出席させ、市の態度を鋭く追及した。12月21日にも二回目の説明会があったが、大阪市の住民無視の姿勢が増々明らかになってきている。

# 南防

## 被災者同志の力で 腰痛認定を勝ち取る

### 阪南被災者会の会

志岐さんは金網工場に五年近く働いている労働者が痛みだし、医者に通って

いましたが、十月になって中央病院、関西労働者安全休業せざるをえなくなっていました。そして十一月阪南労災被災者の会に相談があり、十二月十二日古市労基署に労災申請を行ないました。

自己意見書の作成、認定基準の問題など始めてのことばかりでしたが、労災であるとの確信を持ち、阪南

態のよくない場所でもあり諸中毒やじん肺があちこちに埋もれている。活動としては、地域の「かけ込み寺」として未組織者や労組の労災問題の相談にのる他、月一回の定例会で労災職業病の実態や職場の状況を学んで、実践的交流を図っている。発足の会には、労働科学研究所の佐野先生に「じん肺の実態と予防」というテーマで講演いただいたあと、第二回例会では有機溶剤中毒を取り上げた。

このをきっかけに更に救済活動に励み、会員を拡大していきたいと考えています。阪南労災被災者の会も、これをきっかけに更に救済活動に励み、会員を拡大していきたいと考えています。

# 東京

## 東部労職研(連)を結成!

地域に根ざした

労職闘争を!

昨年十月、東京・東部に「東部労災職業病研究会」(連)が発足し、地域の労災・職業病問題に取り組んでいる。東部地域は大久保製びんやペトリ闘争など、もともと労働運動が活発な地域。一方、日本化工のクロ

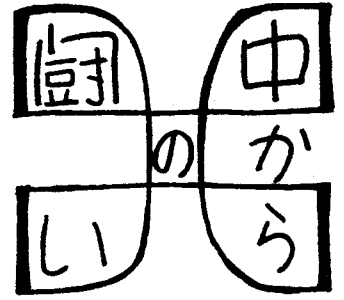
中小のメッキ工場が集中した地域なので、トリクレンなどの中毒やグラインダーによる振動病、金属粉のじん肺などを突っ込んで取り組むつもりである。関係資料をお持ちの方がいれば、ぜひとも送って下さい。

栗林一族の逃亡のあと自主管理闘争に取り組む全金ペトリカメラ支部の自主健康診断は、労職研として参加しました。争議団の中でもペトリの健康管理は有名メラの組立てによる運動器系の疲労や溶剤使用による影響をアンケート用紙も活用して調査。医師五名、看護婦三名、鍼灸師二名と他一五名で一月がかりで健診を終えた。今後は毎年定期的に、闘いの一翼を担うものとして取り組んでゆきたい。

地域の悔みを共有し、将来は診療所建設までもやってみたいと考えている。(N)

(連絡先)  
東京都江東区大島三ノ二六  
大島三丁目団地一ノ二二

平野敏夫  
TEL (03) 637 2056



# 多くの仲間の結集で 闘い取った労災認定

全金マコトロイ工業支部

昨年5月26日、マコトロイ工業内で、プレス作業中に脳卒中で倒れ死亡した土居原寿一氏の労災認定闘争は、同年12月中旬、業務上の認定をかちとり勝利した。我々の闘争の経過と、その中で感じたこと、学んだこと等をここに記しておきたいと思う。

## 調査・学習で 深まった確信

5月26日当日は、ちょうど土曜日で休日にあたる日であったが、故人は休日出勤を命ぜられ、通常と異なる

種類のプレス作業にいたが、作業開始後20分ほどで発症、倒れたのである。組合執行部が事故を知ったのは週明けであったが、「労災にはならんのか？」と直感的に思った。それは、会社で倒れた・休日出勤であった、だから・・・という単純な発想ではあったのだが。  
何から手をつけていいかもわからず、関西労働者安全センターに相談をもちかけた。その中で脳卒中死亡の労災認定の事例を詳解され、少なからず意を強くしたものでした。というの、労災ではないかと思っただものの、脳卒中は私病であり、業務とは関係ないだろうというのが、仲間うちでも大勢をしめていた状況が

あったからである。しかし、安全センターの方の言葉に力づけられて、先ず我々で集めることのできる、業務との関係を裏づけるのに役立つと思われる要素の収集にかかりました。つまり、故人の経歴に始まり、職歴、日常生活、趣味、病歴、健康状態、マコトロイでの職歴、残業時間、総労働時間、生産量の推移、従業員数の推移、有休の消化状態、休日出勤の回数、長期病欠者の調査、作業の難易度、作業環境、さかたっぱしからという感じで集めました。  
また、脳卒中について、一般組合員を含めた学習会を開いてもらい、多くの認定事例から、脳卒中は業務に起因することの可能性大であると

の話聞き、ますますこれはいける  
と思つたものである。

集めたデータをもとに、意見書の  
作成にかかった。これは、①事業内  
容 ②最近の会社の状況 ③故人の  
略歴 ④企業の健康管理について  
⑤脳卒中発症当日の状況及び作業内  
容 ⑥脳卒中に至らしめたと思われ  
る要因 ⑦関係者の意見 ⑧奥さん  
の意見 から成るものである。

この中で我々は、脳卒中に至らし  
めた要因として、①会社の生産性向  
上の中で一人当りの労働密度が五割  
も増加している ②52年9月に配転  
があつたが、このことが心身ともに  
ストレスを加えていた（ちなみに本  
職場は粉じん職場であり、防じんマ  
スクを必要とする） ③残業及び休  
日出勤が非常に多く、このことが故  
人の健康を崩していった。④当日、  
通常行っていた仕事と異なり、きつ  
く不慣れなものであつたこと ⑤会  
社は毎年の健康診断において、氏の  
高血圧を知っておりながら、社内で  
もきつといわれる合金課に配属し

たこと。以上五点の主張を基に、7  
月27日東大阪労働基準監督署に、遺  
族、安全センター、支部の連名で意  
見書を提出した。この後七回にわた  
って署との交渉をもつてわけてあるが、  
思い出してもはがゆく、腹立たしい  
というのが卒直な感想であろう。

## 反労働者的な 東大阪労基の姿勢

初めのころには「調査中」とのこ  
とで話にならず、ある程度調査が進  
んでからもその内容は一切明かさず、  
あけくは「局医の意見を聞いてみな  
いと」と言い、東大阪労基署の主体  
性というものは全く示されなかつた。  
そんな中で五回目の交渉であつたか、  
次回は局医の意見を必ず聞いてくる  
から、我々との主張の食い違いにつ  
いて話し合い、かみ合った話し合い  
をしましょうということになつた。

我々は、理論的に話し合うことが

できれば勝利できるとの見通しを持  
つていたから、第六回に希望をつな  
いだわけである。しかし、次の交渉  
で出てきたものは、我々との約束を  
無視した「ほぼハンをつくばかりと  
なつた、業務外」という見解であつ  
た。我々はこの結論に怒り、署長の  
謝罪をとりつけ、次回もう一度とい  
うことになつたのであるが、もうだ  
めか、とのふん囲気がただよつてい  
たのも事実である。

後日、交渉に向けての作戦会議の  
中で、新しい事実が浮んできた。そ  
れは、署の企業への立入調査の時、  
署の「組合の圧力には屈しない」と  
いう発言であり、労災の用紙をもら  
いに行った時及び申請の時に「こん  
なもん申請しても無理だ」との発言  
が署員からなされていたということ  
である。これは労働者の側に立つべ  
き労働行政にあるまじき態度であり、  
申請の門前払いに等しいものである。  
他に防じんマスク着用による血圧変  
動の資料をつけ加え、それに、安全  
センター、診療所、地域、総評、全



金の人的応援を得て、第七回目の交渉に入ったわけである。

その結果は、前回の見解を白紙にもどして再検討する、というものであった。これは業務上と認定するに等しい言葉である。

# 素晴らしい 仲間の力の結集

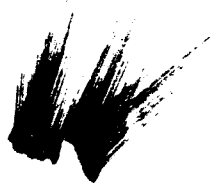
我々は今、半年以上に及ぶ闘争の勝利をかみしめている。しかし、最も力となったものが、地道に論理的に積み上げた我々の資料ではなく、署が他に知られたいくない職員の言動、ひいては署長の責任問題となること、このことが最大の武器となったことへのしゃくせんもしないものが残っている。

後日聞いた認定の理由は、「当日の通常と異なる作業が精神的ストレスを招き、脳卒中を発症させたもの

である」というものであった。(こんなことは最初から要因の一つとして挙げていたものだ)

しかし、我々はこの闘いの中で、安全センター、診療所の皆さん、全金、総評、地域の仲間の寄り集った力の大きさを本当に素晴らしいものだと感じています。お世話になった方々に心から有難うございましたと申し上げたい。

全金マコトロイ  
工業支部執行委員会



# 反撃の地歩を!

労基法改悪阻止、労災保険法改正闘争勝利のために

発行 80年労災保険法改正を闘う被災労働者全国協議会

定価 200円 (送料 120円) ★申し込みは安全センターまで どうぞ

# 診療所だより

## 体操・水泳療法を加え

### メニューに充実

昨年11月末、診療所の以前からの願望であった体操施設・プール等の確保が実現しました。

腰痛・頰肩腕障害等の治療目的に施設を貸して欲しいとの当診療所の申し出を、西九条スポーツセンターが受諾し契約に至りました。契約の内容は、①診療所の患者が本契約に基づき、治療のため施設を利用することを認め、②施設利用の対価は、診療所とスポーツセンター間で別途取り決め、③患者の施設利用に当っては、その治療内容は全て医者の指示に基づいて行い（書面又は口頭による）、④患者は治療目的以外に施設を利用することはできない、⑤施設利用による治療の全ての過程は診療所の医師の管理下に置くこと、を

スポーツセンターは承諾する等です。使用時間は毎週水・土の午前11時～12時までで、体操療法は12月5日より始められました。なお、水泳も本年3月より同時時間帯で開始されます。

開始に際し、スポーツセンタートレーナーに対し、診療所医師より体操療法参加者の労災負傷年月日、負傷状況、現在の症状、体操の目的その他注意等の指導が詳しくなされました。体操に関しては医師の立会の下、スポーツセンタートレーナー2名、診療所より補助員として2名参加しています。

種目として、柔軟体操、鉄棒、ジョギング、スキップ歩行、ドッチボール、なわとび、トランポリン等を

組み合わせてやっています。また、毎月一回体力測定（背筋力・ジャンプ力・肺活量・握力・横飛び等）も行っています。現在、参加者は毎回平均12～13人です。

### 患者自らが

### 治療に参加

これまで診療所では、物理療法等の西洋医学の他に、針キョウ治療・漢方薬等の東洋医学的治療も行ってきました。体操療法はこれらの治療と少しちがっています。それは患者自らが、体を動かさなければならぬことです。参加している患者も「最初はしんどいけど、この一線を越えなければ・・・」と、すばらしい熱意を持って参加しています。

診療所としても、今後ともこれら体操・水泳療法をより一層充実させて行きたいと考えています。

— 松浦診療所 —

# 12月の新聞記事から

11・1	公害病患者の「転地療養」が「体に自信ができた」「センソクの発作・セキが軽くなつた」と大好評	12・8	原発労働者の被ばく規制について不十分であったと政府が認める
11・11	心身障害者雇用自立センターが東京について大阪に開所	12・9	台湾でPCB集団中毒発生
11・20	姫路LNG基地反対の住民の訴え、神戸地裁は門前払い	12・15	西名阪の超低周波公害で、杏林大岡井医学部助教が被害住民の影響調査を開始 堺・泉北工業地帯の化学工場研究室で爆発3人重傷
11・22	肺気しゅで公害病認定を受けていた老人が自殺	12・18	労災保険審議会は保険料率引上げ、障害補償年金の前払い一時金の新設、メリット幅の拡大等の内容をまとめ労相に建議
11・24	美浜原発で、一次冷却水の化学分析作業に従事していた職員が白血病で死亡。福井労基局が調査へ	12・18	和歌山スモン訴訟で、田辺製菓が一転して和解に難色
11・26	原子力安全委・日本学術会議共催の原発シンポジウムで、反対派を強制退去	12・21	広島労基局が「自殺は後遺症を苦しめたもので、事故が原因」と労災認定
11・28	西淀川公害患者の肺ガン死の補償請求を環境庁審査会は棄却	12・27	東京高裁で、生理休暇手当のカットはダメとの判決
11・30	イタイイタイ病に関する研究総括委員会がカドミ汚染とじん障害の関連性を認める		
11・4	中国自動車道で、騒音防止用のトンネルが低周波公害の発生源に		
12・2	関電高浜原発2号機で80トンの冷却水漏れ		
12・4	関電大飯原発1号機で1トンの冷却水漏れ		
12・6	九電玄海原発でも冷却水漏れが起る		
12・8	同盟系の造船重機労連大阪地協会長が地協定期大会で「軍艦造って雇用確保」とあいさつ		
			人形峠で初の国産濃縮ウランの生産（三〇〇Kg）に成功した
			スモン恒久対策として重症者の介護費用が新年度から実現することとなった

# 特集 前道する。 No. 2 即ち法改正

「改正」正「案明らりかた」

## 全国 12・2被災労働者全一 全国協議会を結成させる！ 更なる闘いの陣型を！

八〇年労災保険法の改「正」案は昨年十二月一七日労災保険審議会において建議がまとめられ、労働大臣に諮問された。改「正」項目の中のとおり重要なものは「民事損害賠償と労災保険との調整問題」である。これは企業の民事責任を労災保険財政で肩がわりさせ、加えて給付水準のアップをはじめ企業責任の明確化を推し進めてきた労災職業病裁判

闘争を圧殺しようとする意図でつくられたものである。しかし、法体系の異なる民法との調整だけに様々な矛盾が生じ、審議会の中にも混乱を持ち込んだが、この改「正」にかけ使用者側及び労働省の意欲は相当なもので、何度か修正しながらも最終的には「適正な調整を行う」という抽象的な表現を用いて審議会を通過させた。

これに対して、労組、弁護士、被災者等をはじめとして各界から反対の声が上ががり、抗議行動が準備されている。

一方、一年半以上に及ぶ休業補償の差し止め問題は、対象者の粘り強い闘いにより、総評をはじめとする労組の強い関心を呼び起こし、今年度の「定期報告書」送付の時期を目前にして、労働省としても何らかの解決をせざるを得ない状況に追い込んでいる。

このような情勢の中で昨年十二月二日、八〇年労災保険法改正を闘う被災労働者全国協議会が結成され、翌三日労働省に要求書をつきつけ、法改正闘争の火ぶたは切られた。

法改正闘争という短期間の共闘組織であるが、法改正闘争を通して恒常的な被災労働者の全国組織を目指して前進的な闘いを進めている。

七六年法改悪反対闘争の中で生まれた被災労働者の組織を基盤としており、被災労働者の労働権を中心としたスローガンで闘いを進めようと

していることは、多くの被災労働者に勇気と確信を、闘う労働者からは共感と支持をもって迎えられているであらう。

## 全国 労働省 第二次代表者会議開催

# 行動計画の立案から実行へ

十二月三日午前中、労働省交渉、総評、政党に対する要請行動を行った。労働省交渉は、労災管理課々長補佐・監督課々長補佐を相手に、要書と民事訴訟問題についての申入書を手渡す中で行われた。その後グループに分かれて総評、社会党、公明党への要請行動を行った。

午後から第一回の代表者会議がもたれ、関東、関西から三〇名近くが出席した。最初に午前中の報告の後、総評、政党に対して、労災審議会の経過を見ながら再度綿密な要請行動をしていくこと、労働省に対しては

だが、代表の追及に年内までに労災管理課と協議の上、連絡するとの確認をした。

午後から第二回目の代表者会議が開かれ、まず、労災保険法の改正作業をめぐる情勢について説明があり、ニュース第一号の配布と第二号を一月中旬に発行することが決定された。更には全国的な連絡、情報体制の必要性から事務局を設けることに決定し、関西で担当することになった。

運動面では、神奈川県で県レベルで労基法改悪に反対する連絡会議の結成を準備しているとの報告があり、被災労働者の関心を労働者全体の関心の中に位置付けて闘うことのできる情勢になってきていることが確認された。

次回は二月二、三日大阪で開催することを決定して、第二回代表者会議を終了した。

議長を窓口にして再度交渉を要求していくこと、が確認された。情宣活動として、全国協議会結成あいさつ文を作成し各界に送付すること、ニュースの発行や統一ピラを作成して各地域で配布していくこと等を決定した。

第二回代表者会議は十二月一五日再度東京で開催されたが、午前中は交渉を拒否した労働省に急拠抗議行動を行うことになり、代表七名が労働省に行き、交渉窓口である監督課長補佐と交渉をもった。補佐は、前回で交渉は終了だと終始居直り続け



そして予算編成をする期限直前の審議会（12月17日）において、「適正な調整の改善を行う」という全く抽象的表現で合意し、労働大臣に建議した。労働省はこれを受けて八〇年度予算案にもり込んだ。

結局、調整問題について何ら具体案が明確にならないまま予算化されたという奇妙な形になっているが、今後、労働省は改「正」案を作成し、再度審議会にはかり、今国会に提出するのは必至であり決して予断を許すことはできない。

### 前払一時金の導入で 企業を免責

調整問題の内容が具体的にどのようになるのかは、先に述べたような審議会の経過があるので明確ではないが、労働省の考え方からすると、およそ次のような内容になるのではないかと思われる。

現在の民事損害賠償と労災保険法との関係については、損害賠償額が確定した時点（判決の時）で、それ

以前に支払われた保険給付は賠償額から控除できるが、将来にわたるであろう保険給付は賠償額から控除できない（77年10月25日最高裁判決）ということが確定している。それを

今回の改「正」で資本・労働省は控除の対象を将来にわたる保険給付のすべてに広げようとねらったものである。しかし将来支払われる分を控除対象にすれば、最高裁判決に抵触するため、既払い分を拡大して企業の免責を行おうと「前払い一時金制度」を導入してきた。この制度は一時金の額を労基法上の災害補償額を基準として想定しており、例えば障害等級第一級（平均賃金の一三四〇日分）の被災者には、仮に平賃を一万円とすると、一三四〇万円までは前払い一時金として支払うということであり、裁判を起こした場合、最高一三四〇万円までは賠償額から差し引くということになる。加えて前払い一時金を越えた賠償を受け取った時には、その後の年金給付は支払わない、ということまでもねらっ

ている。

### 労職裁判の抑圧と 企業の民責を隠蔽

従って、高い裁判費用を払い、長い年月をかけて勝つかどうかかわからない裁判を起こすよりも、ひき続いて労災支給金を受けた方が損をしないと宣伝しているのである。企業の民事責任の追及と、被災者の救済の二つの側面を持つ損害賠償裁判の一方を労災保険で肩がわりさせることにより、使用者に対しては個別企業の賠償額を削減し、労働者に対しては裁判提訴の意欲を減退させ、ひいては、企業の民事責任を公的に確立してきた労災職業病裁判を抑圧し、企業責任を隠蔽していこうとしているのである。

これは、労災保険法の福祉的側面を強調することにより、労基法にうたわれている企業の民事責任を隠蔽し、更には法的に消滅をはかろうとする、労災保険法制定以来の、資本・労働省の目的の一環として見るべ





# 80年法改正への向け 共に奮闘しよう！

被災労働者全国協議会議長

甫立 清義

来年の労災保険法・労基法改正に  
むけて、資本側の労働者に対する攻  
撃が強まっています。

賃の否定などのほか、労働者の最低  
の保障憲章とでも言うべき労基法そ  
のものの改悪がねらわれています。

「すべての国民が健康で文化的な  
最低限度の生活を営む権利を有する」  
という、一九七二年安全衛生法が設  
立された当時の基本的な考えは今ま  
さに根底から崩されようとしており  
ます。法設立当時から資本側は労基  
法の改悪と労働監督行政の手抜きを  
要請し続けてきましたが、一九七四  
年雇用保険法の改悪、一九七六年労  
災保険法の改悪（被災労働者を職場  
から排除）そして今、反動化の頂点  
として、女性保護、解雇制限の見直  
し、労災制度に関連した民事損害賠  
償の否定などのほか、労働者の最低  
の保障憲章とでも言うべき労基法そ  
のものの改悪がねらわれています。  
資本側は労安法第一章に「労働者の  
安全と健康を確保する」「快適な作  
業環境を作る」という自らの責任を  
たな上げにして、行政と一体となり、  
被災者を職場から排除するために奔  
走しております。その具体的な攻撃  
は前述のほか、労基則第二条の改悪  
によって労災認定の範囲をせばめる  
ことから始まり、被災労働者を職場  
から排除すること、企業責任のすり  
かえを目ざして、労災保険法を労基  
法から切り離そうという策謀にほか  
なりません。

こうした積年にわたる企業と行政  
の反動的暴挙に対して、私たちは怒  
りをもって起ち上りました。

一九七九年十月十五日大阪にて、  
十一月三日、四日名古屋で、十一月  
二十四日再び大阪で、兵庫、大阪、  
京都、愛知、神奈川、東京などから  
被災者代表、賛同する各地域センタ  
ー、労働組合などが参加して「八〇  
年労災保険法改正を闘う」被災労働  
者全国協議会（準）を開催してきま  
した。その中で重点要求、アピール  
規約等を確認し、遂に十二月二日、  
東京水道橋の労音会館において「全  
国協議会」を結成したのであります。  
十二月三日、協議会の代表八人と  
会員三〇名が労働省へ要求書を提出  
し法改正闘争が開始されました。  
全国の闘う仲間の皆さん！  
我々被災労働者の要求は、働ける  
ような体にもどせ！が基本であり、  
ゼニ・カネの補償では代えることが  
できません。

企業の加害責任を追求し、完全な

療養を保障させ、安心してもどれる  
職場づくりをめざして共に奮闘しま  
しょう。

もとより私達は無学非才ではあり

ますが、被災者の痛み悲しみを起点  
として法改正闘争勝利のために努力  
をいたす覚悟であります。何卒皆様  
の御支援と賛同を心から御願ひ申し

上げます。

一九七九年十二月三日

血と汗と喜びで、我等が  
築きし職場を我が力で  
守り抜かん!!

編 全金田中機械とともに闘う会

1部  
¥200

我々の文化闘争と

労働者自主管理の可能性

南大阪は火災えている

編

全国金属山科鉄工支部  
山科鉄工自主管理研究会

1部  
¥300

フォト  
ドキュメント

原 英 二健口樋 二写真集二

定価 ¥3,000

当センターまで

# 会計報告

## 11月分

### 収入

会費	269,200
機関誌	78,290
カンパ	151,600
パンフ	27,000
その他	1,050
計	527,140

11月分収支 -78,968

先月からの  
くりこし 446,853

12月への  
くりこし 367,885

### 支出

事務費	94,741	①
機関誌	58,810	②
活動費	100,040	③
郵送料	15,920	④
社保	51,597	⑤
人件費	285,000	⑥
計	606,180	

(※)

- ①大淀事務所電話代9・10月分  
部屋代、新聞、電気それぞれ11月分
- ②NO.65の印刷代
- ③南大阪出張事務所、比花センター12  
月分 豊田市出張費
- ④切手+振替手数料
- ⑤12月分社保料
- ⑥11月分人件費 (含アルバイト料)

## 12月分

### 収入

会費	374,800	
機関誌	117,983	
カンパ	1,316,049	①
パンフ	56,700	②
計	1,865,532	

12月分収支 +824,634

先月からの  
くりこし 367,885

1月への  
くりこし 1,192,519

### 支出

事務費	128,826	③
機関誌	113,000	④
活動費	143,980	⑤
郵送料	8,495	⑥
社保	51,597	⑦
人件費	495,000	⑧
パンフ	100,000	⑨
計	1,040,898	

(※)

- ①年末カンパ¥1,177,449
- ②被災労働者全国協議会からの立替  
返済¥50,000を含む
- ③南大阪出張事務所の電話代7~11  
月分 大淀事務所電話代11月分  
部屋代+共益費12月・1月分
- ④NO.66・67の印刷代
- ⑤南大阪事務所、比花センター1月  
分 東京出張3回 事務局員交通費
- ⑥切手+振替手数料
- ⑦11月分社保料
- ⑧12月分十一時金 (一人5万円)
- ⑨被災労働者全国協議会パンフ立替

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

1月号（通巻68・69合併号）昭和55年1月20日発行

（毎月一回20日発行）

■表紙写真■ 安全センター事務所の外景

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28